

令和7年第2回教育委員会定例会次第

開催日時 令和7年2月13日（木）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 「県民の日学校ホリデー」の実施について
- (2) 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について
- (3) 教職員等の処分について

議題1 「県民の日学校ホリデー」の実施について

令和7年度は、11月25日を「県民の日学校ホリデー」として、市立小中学校の休業日とするもの。

「県民の日学校ホリデー」の実施について

1 趣旨

子どもたちが家族などと一緒に地域の自然、歴史、風土、文化、産業等について理解と関心深める体験的な学習をすることで、愛知への愛着と県民としての誇りを持つ環境を醸成することと、保護者の有給休暇取得を促進することを目的として実施するもの。

2 実施校

市内全小中学校 ※尾東小・中学校を含む

3 実施日

令和7年11月25日（火）

※11月21日～27日の「あいちウィーク」の期間のうち一日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とする。

4 その他

- (1) 当日は学校閉校日とし、原則として、当番等を置かない。
- (2) 保護者地域からの緊急連絡先は、春日井市教育委員会学校教育課とする。

令和6年度 県民の日学校ホリデーに開館した施設の来場者数

	施設名	来場者数	比較参考人数
		令和6年11月25日(月)	令和6年11月19日(火)
1	サンフロッグ春日井 (温水プール)	59 人	143 人
2	図書館	753 人	963 人
3	かすがいげんきっ子 センター (子育て子育て総合 支援館)	88 人	145 人
4	交通児童遊園	186 人	217 人
5	グリーンピア春日井 (都市緑化植物園)	431 人	1,619 人

議題2 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について

児童生徒の教育環境への配慮及び保護者負担の軽減を図るため、校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準を改正するもの。

改正の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 件名 | 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正 |
| 2 現状 | 市町村の教育委員会は、設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、各学校に通学区域を設定し、就学すべき学校を指定している。校区外通学・区域外就学に関する取扱い基準は、学校教育法施行令第8条及び第9条の規定により就学校の変更・区域外就学等を保護者が申し出た場合の取扱い基準を定めたものである。 |
| 3 改正内容 | (1) 小学校1年生から中学校3年生までの全学年が学年途中で住所を異動した場合に、最長で当該学年末までの就学を認める。
(2) 他の許可基準で許可を受けた兄弟姉妹がいる場合に、兄弟姉妹で同一期間、同一の学校への就学を認める。 |
| 4 改正理由 | (1) 一部の学年を除き、許可期間を転居した学期末までとしているが、最長で学年末まで延長することにより、学習の進捗状況や学校行事の参加といった児童生徒の教育環境への配慮を図る。
(2) 兄弟姉妹で別々の学校に就学した場合に生じる、学校行事や送迎などの保護者負担の軽減を図る。 |
| 5 関係法令等 | 学校教育法施行令第5条第2項、第8条、第9条 |
| 6 施行日 | 令和7年4月1日 |

校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準

この基準は、春日井市教育委員会が学校教育法施行令第5条第2項の規定（第6条の準用を含む）に基づき就学すべき学校の指定を行った場合において、保護者が同施行令第8条及び第9条の規定により指定の学校の変更を申し立てた場合の許可基準及び手続きを定めるものとする。

1 許可基準及び必要書類

許可基準		必要書類
(1)	肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等
(2)	特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書（院内学級については医師の診断書等が必要）
(3)	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どもの家利用許可通知書等
(4)	1学期始業式の翌日以後に住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき（最長で当該学年末まで）。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(5)	小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中に市内間で住所を異動した者が、卒業まで従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書及び転入学通知書
(6)	他の基準で許可を受けた兄弟姉妹と同一の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(7)	始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(8)	自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び

		住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(9)	双子、三つ子の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。	校区外通学許可申請書
(10)	その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び特別の事情が明らかになる書類

2 手続き

- (1) 校区外通学又は区域外就学を希望する保護者※1は、校区外通学許可申請書（第1号様式）又は区域外就学許可申請書（第2号様式）にその他の必要書類を添付して春日井市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 春日井市教育委員会は、他の教育委員会の管轄に属する区域に住所を有する者の保護者から区域外就学許可申請がなされたときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、その住所の存する市町村の教育委員会に協議（第3号様式）を行うものとする。
- (3) 春日井市教育委員会は、許可したときは申請者及び就学する学校長に、許可しないときは申請者に対し、それぞれ通知（第4号様式又は第5号様式）するものとする。

3 処理期間

- (1) 校区外通学許可申請については、原則として申請のあった翌日から10日を経過する日までに通知を行うものとする。
- (2) 区域外就学許可申請については、原則として申請のあった翌日から20日を経過する日までに通知を行うものとする。

※1 このうち院内学級入級を理由とする者は校区外通学許可申請書（院内学級用）（第1号の2様式）又は区域外就学許可申請書（院内学級用）（第2号の2様式）を、愛知学園入所によりは校区外通学許可申請書（愛知学園用）（第1号の3様式）又は区域外就学許可申請書（愛知学園用）（第2号の3様式）を提出することとする。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の許可基準（平成6年10月1日施行）は廃止する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成14年2月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

校 区 外 通 学 ・ 区 域 外 就 学 に 関 す る 取 扱 い 基 準 の 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(1) 肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。 (2) 特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。 (3) 保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。 (4) <u>小学校6年生及び中学校3年生で始業式の翌日以後の学期途中に住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。</u>	(1) 肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。 (2) 特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。 (3) 保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。
(5) <u>始業式の翌日以後の学期途中に住所を異動した者が、その学期末まで引き続き従前の学校へ就学するとき。</u> (6) <u>小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中で市内間で住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。</u>	(4) <u>1学期始業式の翌日以後に住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき（最長で当該学年末まで）。</u> (5) <u>小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中で市内間で住所を異動した者が、卒業まで従前の学校へ就学するとき。</u> (6) <u>他の基準で許可を受けた兄弟姉妹と同一の学校へ就学するとき。</u>
(7) 始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。 (8) 自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。 (9) 双子、三つ子の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。 (10) その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。	(7) 始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。 (8) 自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。 (9) 双子、三つ子の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。 (10) その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。

校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準

この基準は、春日井市教育委員会が学校教育法施行令第5条第2項の規定（第6条の準用を含む）に基づき就学すべき学校の指定を行った場合において、保護者が同施行令第8条及び第9条の規定により指定の学校の変更を申し立てた場合の許可基準及び手続きを定めるものとする。

1 許可基準及び必要書類

許可基準		必要書類
(1)	肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等
(2)	特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書（院内学級については医師の診断書等が必要）
(3)	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どもの家利用許可通知書等
(4)	小学校6年生及び中学校3年生で始業式の翌日以後の学期途中で住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(5)	始業式の翌日以後の学期途中で住所を異動した者が、その学期末まで引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(6)	小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中で市内間で住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書及び転入学通知書
(7)	始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類

(8)	自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(9)	双子、三つ子の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。	校区外通学許可申請書
(10)	その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び特別の事情が明らかになる書類

2 手続き

- (1) 校区外通学又は区域外就学を希望する保護者※1は、校区外通学許可申請書（第1号様式）又は区域外就学許可申請書（第2号様式）にその他の必要書類を添付して春日井市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 春日井市教育委員会は、他の教育委員会の管轄に属する区域に住所を有する者の保護者から区域外就学許可申請がなされたときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、その住所の存する市町村の教育委員会に協議（第3号様式）を行うものとする。
- (3) 春日井市教育委員会は、許可したときは申請者及び就学する学校長に、許可しないときは申請者に対し、それぞれ通知（第4号様式又は第5号様式）するものとする。

3 処理期間

- (1) 校区外通学許可申請については、原則として申請のあった翌日から10日を経過する日までに通知を行うものとする。
- (2) 区域外就学許可申請については、原則として申請のあった翌日から20日を経過する日までに通知を行うものとする。

※1 このうち院内学級入級を理由とする者は校区外通学許可申請書（院内学級用）（第1号の2様式）又は区域外就学許可申請書（院内学級用）（第2号の2様式）を、愛知学園入所によりは校区外通学許可申請書（愛知学園用）（第1号の3様式）又は区域外就学許可申請書（愛知学園用）（第2号の3様式）を提出することとする。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の許可基準（平成6年10月1日施行）は廃止する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成14年2月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

議題3 教職員等の処分について